

基山町農業委員会会議録

令和5年12月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請	2件
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第32号	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	7件
報告第15号	使用貸借による解約通知受理報告	3件
その他(1)	農業振興地整備計画の変更について	4件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和5年12月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和5年第12回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、10番委員と1番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第30号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第30号1番 朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、譲受人の農地保全に係る農作業に従事する者の数や状況については問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第7区上野地区付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

現在も畑は整備され、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第30号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第30号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第30号2番について許可を求めます。事務局より説明をお願いします

事務局 議案第30号2番 朗読

この件につきましては譲渡人の高齢化による規模縮小のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、譲受人の農地保全に係る農作業に従事する者の数や状況については問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、グッデイ基山弥生が丘店東側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

現地の確認を行いました。現在も畑をされ問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第30号2番について許可したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第30号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第31号農地法第5条の規定による許可を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第31号 朗読

この件につきましては、譲受人が分家住宅建設のため、農地を転用するものです。申請理由につきましては、現在借家住まいで、農業を営む両親が高齢になったため、両親の農作業の負担を少しでも軽減できるよう本家に隣接した当該地に、301.0㎡の住宅建設の計画をしたものです。その他の候補地についても検討をされましたが、周辺の農地に及ぼす影響が軽微なことと、地元の同意も得ていることから、両親の住む実家に隣接したこの土地を、選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のオの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。

隣接する農地の所有者及び耕作者からの承諾書がとられ、水利組合から排水の同意書もとられており、水利の問題もないと考えます。

申請地は、基山町営球場の西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われまます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第31号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第31号について、全員一致で決定します。次に、議案第32号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務

局より説明をお願いします。

事務局 議案第32号1番朗読

この件につきましては、貸し手と利用権設定していた相手が病気により貸借を解約したことにより、周辺を耕作している、ちぎりファームと使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区田原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

借受人の農業規模拡大です。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号1番について、全員一致で決定します。次に、議案第32号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第32号2番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第2区麦尾地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

借受人の農業規模拡大です。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号2番について計

画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第32号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第32号3番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区立花地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

借受人の農業規模拡大です。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第32号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第32号4番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区平林、京の坪地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

農機具も所持され、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第32号5番から7番については更新のため朗読は省略します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第32号5・6・7番

5番につきましては、借り手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区黒谷地区付近にある圃場です。

6番につきましては、借り手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区黒谷地区付近にある圃場です。

7番につきましては、借り手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区清水ヶ浦地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われます。番委員

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号5番から7番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号5番から7番について、全員一致で決定します。

次に、報告第15号使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第15号1番

この件につきましては、借人の要望（病気等による労力不足）により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第2区田原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第15号1番を終わります。

次に、報告第15号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第15号2番

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出（経営規模縮小）がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第4区御船地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第15号2番を終わります。

次に、報告第15号3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第15号3番

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出（経営規模縮小）がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第4区御船地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第15号3番を終わります。

次に、その他（1）農業振興地域整備計画の変更申出があったので、意見を求めます。

事務局 その他（１）１番 朗読

この件につきましては、住宅及び生活利便施設の建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は49,979㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、向平原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

農業委員会より意見

周辺に農地があるので水路の確認をしてください。

盛土をする場合はトラックの運搬がおおくなるため周辺農地の耕作者や住居者への説明をされたのか。

議 長

意見がないようですので、その他（１）１番は終わります。次に、その他（１）２番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）２番 朗読

この件につきましては、資材置き場建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は1,183㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、池ノ坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

農業委員会より意見

問題ないと思われます。

議 長

意見がないようですので、その他（１）２番を終わります。次に、その他（１）３番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）３番 朗読

この件につきましては、分家住宅建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は500㎡です。この計画変更につい

て農業委員の意見を求めます。場所は、第6区池の坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

農業委員会より意見

問題ないと思われれます。

議 長

意見がないようですので、その他（1）3番を終わります。次にその他（1）4番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（1）4番 朗読

この件につきましては、農業用倉庫建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は151.26㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、鎌浦集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

農業委員会より意見

問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、事務局は今回出た意見をまとめて意見書を作成し提出をして下さい。その他（1）4番を終わります。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

議 長

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和5年12月1日

署名人

議 長

委 員

委 員